

評価の取組みと公表

<福祉サービスの質の向上のために>

ながい保育園では令和 5 年度に「第 3 者評価」を受診予定です。

また、園内で自己評価を行うとともに、保護者の満足度調査を行い、園運営や保育に生かしています。

<公表の取組み>

評価結果は、公表を行うとともに、保護者等にお知らせし、事業運営の改善を図るよう努めています。

苦情解決の取組みと公表

<ご要望・苦情等にお応えするために>

ながい保育園では、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 82 条及び児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 14 条の3第 1 項の規定に基づき、「ながい保育園苦情解決制度実施要綱」を制定し、児童の保護者等から苦情要望にお応えする取り組みを行っています。

利用者等からのご要望・苦情等にお応えするため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置し、解決に向けた取り組みを行います。

<公表の取組み>

適切なサービスの提供と質の向上のため、一定の期間ごとに、受け付けたご要望・苦情の件数、内容、対応結果等を取りまとめ、利用者等への公表を行っています。

<令和 4 年度の苦情>

令和 4 年度は、保護者から新型コロナウイルス感染症の対応に関するご意見など 2 件が寄せられました。